

徳島県告示第百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の再開について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	再 開 年 月 日
杏和医院	吉野川市鴨島町西麻植字麻植 市四〇―六	医療法人杏和医院	令和四年九月 一日